

2023（令和5）年度 愛知県立芸術大学 自己点検・評価報告書

1. 自己点検・評価の実施状況

令和4年度末に、自己点検・評価の実施主体をこれまでの大学評価委員会から改め、「自己点検評価専門部会（以下、「専門部会」という。）」へ移行した。新たな実施主体である専門部会では、副学長（大学改革担当）を長とし構成員として各学部長、各センター長、事務局長、事務局各課の代表職員を配置することにより、教職協働により多様な立場から点検・評価を行うことのできる体制としている。

今年度は認証評価機関が定める大学評価基準の項目を点検対象として、年度内15回開催された専門部会において自己点検・評価を実施した。

2. 自己点検・評価結果

専門部会において実施した自己点検・評価結果の主な概要は以下のとおりである。（関連資料は学外非公開）

（1）組織体制

①点検方法

学内において設置されているセンター及び委員会の役割と位置づけを図解化した上で、大学設置基準第7条及び大学院設置基準第8条と照らして現状の組織体制における問題点を洗い出し、その改善に向けた適切な組織体制について専門部会内で議論を行なった。

併せて、学校教育法第109条及び学校教育法施行規則第106条と照らし、内部質保証体制についても体系的な整理を行なった。

②認識された課題

- ・広報、カリキュラム、研究の分野において、全学的な議論と適切な情報共有を担う体制として改善の余地が認められる。
- ・3つのセンター（「芸術教育・学生支援センター」「社会連携センター」「芸術情報センター」）における所管事項を再構築し、可視化することで、更なる内部質保証の推進が見込まれる。
- ・学部における自己点検評価の主体組織について規程等による定義づけを要する。

③改善対応

- ・全学的な教育研究活動を所掌する3つのセンターの役割を明確化。芸術教育・学生支援センターを「教育」、社会連携センターを「地域貢献」、芸術情報センターを「研究」に責任を有する組織としてそれぞれ確立させ、規程によりそれを担保した。それに伴い、各センターの下部組織として実務を担う委員会を整理・機能拡大させ、教育研究活動について包括的な内部質保証ができる体制を図1のとおり構築した。
- ・上記体制整理において、芸術教育・学生支援センター内の「全学カリキュラム委員会」

の役割と構成員を見直し。今年度より開始するカリキュラムの改革検討を所管する組織として、学部委員会及び教養教育との連関を可視化し、規程により担保した。((2)にて後述)

・今後の業務展開を見据え、広報に係る包括的な協議や方針決定は学長を中心に行うこととし、直下に設置する委員会の業務内容及び事務担当の見直しを実施した。

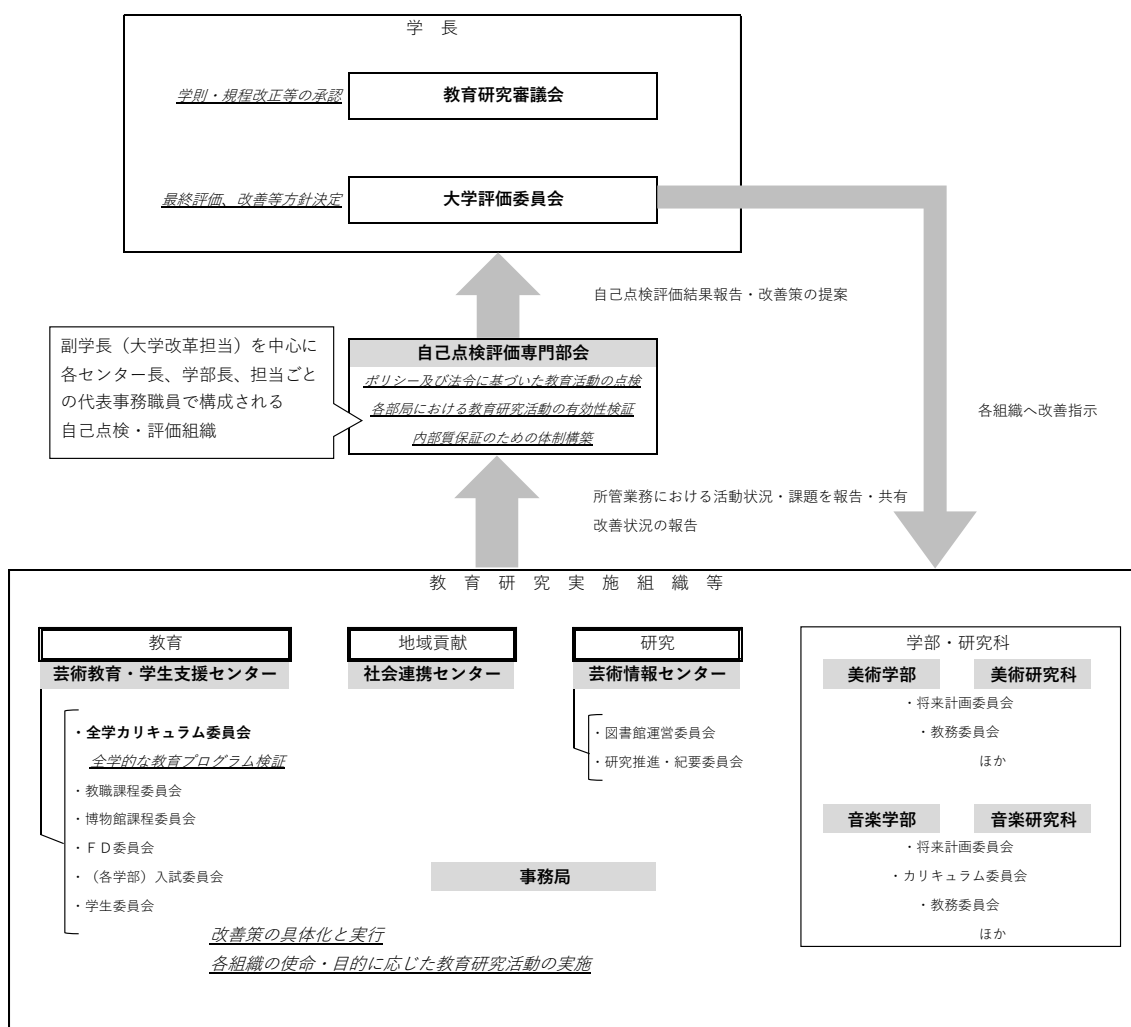
・各学部の将来計画委員会を、改めて学部内における課題共有と中期目標に基づく自己点検評価の主体に据えることを確認し、同委員会において出された意見が専門部会に集約できる位置づけとしたことで、全学的な情報集約を可能とした。

以上の改善策については、専門部会より大学評価委員会に提言し、規程改正を伴うものは教育研究審議会において承認を受けた上、各学部教授会にて周知されている。

【図1】

愛知県立芸術大学 内部質保証体制図

：内部質保証における各組織の所管業務



(2) 3つのポリシーに基づく教育プログラムの編成

①点検方法

カリキュラムの見直しに際し、まずは平成28年度に見直しされた現行ポリシーについてこれまでの運用を振り返り、自己点検評価専門部会を中心に、各学部・研究科における3つのポリシーの点検を実施した。点検にあたっては、中教審ガイドラインおよび大学の理念・目的に整合しているか、およびディプロマ・ポリシーを起点に一貫性のあるものとしてカリキュラム・ポリシーおよびアドミッション・ポリシーが策定されているかなど、確認項目をポリシーごとに列挙した大学独自のチェックシートを作成し、学部長を中心に3つのポリシーの一体性と学修成果目標の具体化の観点から検証を行った。見直し案については各学部教授会での確認を経て、自己点検評価専門部会において最終チェックを実施した。

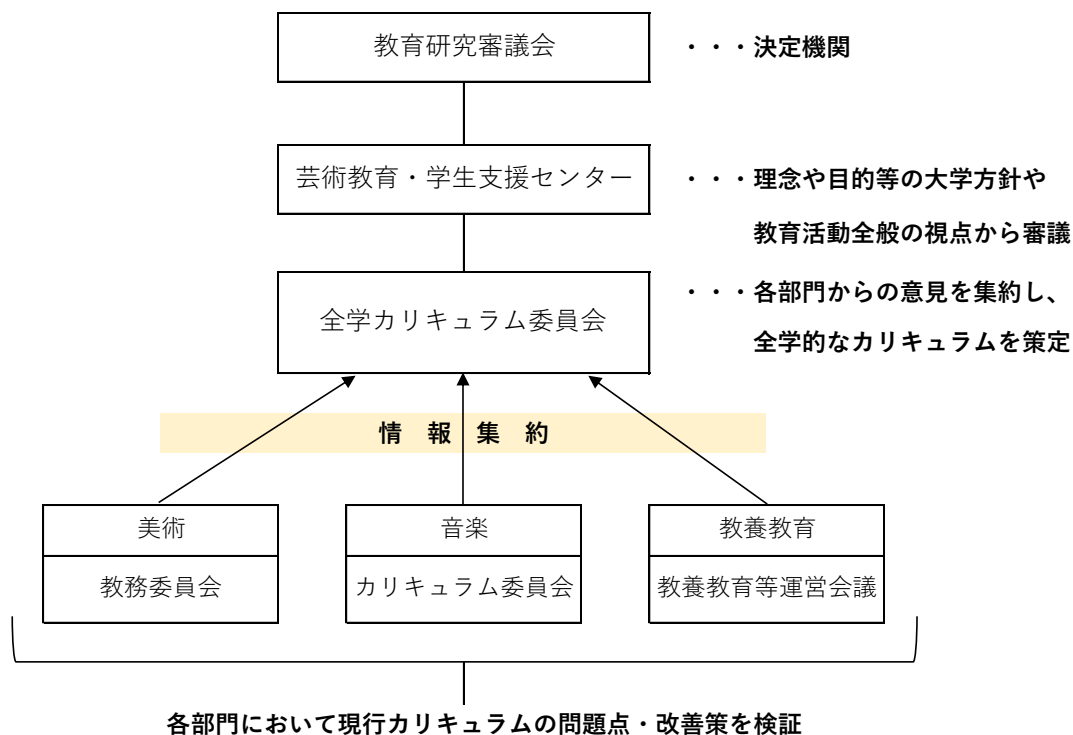
②認識された課題

- ・各専攻・コースにおいて定められた3つのポリシーとの不整合は見受けられないが、学部・研究科単位でもより具体性のある表記に改めることで、より客観的な理解を促すとして改善の余地が認められた。
- ・カリキュラム・ポリシーを可視化して学生に共有するため、各授業科目とディプロマ・ポリシーに定める学修成果目標との関連についてシラバス等によって明示していく必要がある。

③改善対応

- ・各学部・センター・事務局など複数の視点で検証し、ポリシーごとにガイドラインに準拠した中項目を立てる表記にすることで具体性を高めた。
- ・前述の組織体制に係る改善対応により芸術教育・学生支援センターを中心とするカリキュラム改革体制を図2のとおり構築し、全学カリキュラム委員会内にて現状のカリキュラムにおける課題共有と方針検討を開始した。
- ・達成水準と評価基準との連関を示すため、手引きによりシラバス内に必要な項目を全授業担当教員に示し、教務委員会において内容確認を行うことで徹底を図った。加えて、公開前には学務課でもチェックリストを用いた点検を実施し、全学的な体制の下で各教員の意識醸成を促した。

【図2】



3. 今後の対応

(1) 組織体制については、令和6年度より改善策のとおり運用を開始し、各センターにおいて内部質保証の取組みが正しく機能しているか改めて点検を実施する。

(2) 3つのポリシーに基づく教育プログラムの編成については、見直し後の学部・研究科の3ポリシーを踏まえて、各専攻・コースにおいてもチェックシートを活用した統一的な観点から点検を開始する。加えて、カリキュラム改革と併せ、適切なポリシーの共有方法についても対応策の検討を行う。